

令和7年

奥州市教育委員会会議録

第7回定例会 7月25日招集

奥州市教育委員会

I 開会、閉会等に関する事項

開催日時 開会 令和7年7月25日(金)午後2時57分

閉会 令和7年7月25日(金)午後3時18分

開催場所 江刺総合支所4階特別会議室

2 出席委員等の氏名

高橋 勝 教育長

1番 佐々木 哲也 委員（教育長職務代理者）

2番 松本 崇 委員

3番 菊地 幸 委員

4番 猪股 登喜子 委員

3 説明のため出席した職員の職及び氏名

高橋広和教育部長、松戸昭彦教育総務課長、千田有美学校教育課長、菅野明史学校教育課
主幹、小野寺正行歴史遺産課長、菊池淳協働まちづくり部生涯学習スポーツ課長

事務職員出席者 丸山深幸教育総務課課長補佐

4 本日の会議に付した事件（議事日程第1号）

第1 会期の決定

第2 教育長報告

児童手当からの学校給食費等の申出徴収制度の運用について

第3 議案第1号 市議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に係る臨時代理
処理に關し承認を求めることについて

第4 議案第2号 市議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に係る臨時代理
処理に關し承認を求めることについて

第5 議案第3号 奥州市社会教育委員の委嘱に係る臨時代理処理に關し承認を求めるこ
とについて

5 会議の概要

開会、会議成立宣言、本日の会議日程について「議事日程第1号」により進めることを
宣言、議案の審議

第1 会期の決定について
本日1日限りと決定

第2 教育長報告
児童手当からの学校給食費等の申出徴収制度の運用について

○菅野学校教育課主幹が資料に基づき説明

【要旨】

- ・学校給食費の未納対応として、今年度10月より児童手当から過年度分滞納額の申出徴収（天引き）を実施する方針で関係課と協議を行い、実施に向けた事務を進めている状況。
- ・現在、未納対策として、納入義務者への督促状の送付、小中学校学期末面談時における担任等からの納入依頼通知の手渡し、児童手当窓口支給時の納付相談の実施などを行っているが、なかなか未納解消には至らず、横ばい状態が続いている。納付相談に応じない、納付の約束を守らないというところが大きな課題で、保育料に関しても同様。
- ・そこで、児童手当法第21条の規定に基づき、未納者からの申出があれば、児童手当支給時に滞納分を差し引いて徴収することができる申出徴収という制度を活用して、収納の安定化、収納率向上を図りたい。
- ・スケジュールとしては、児童手当事務処理規則の改正等を経て申出の受付を開始し、10月の児童手当支払分からの徴収開始を予定。
- ・昨年度の現年度分収納率は99.3%。問題は過年度分であるため、蓄積された滞納額の解消に積極的に取り組んでいきたい。

【質疑等】

松本委員

未納の方の中には、真に困窮されている方もいるのか。

菅野学校教育課主幹

そういう方もいるが、概ね7割くらいは収めることができないかという認識。

松本委員

承知した。

以上で教育長報告を終わる。

第3 議案第1号 市議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に係る臨時代理処理に
関し承認を求めることについて

○松戸教育総務課長が議案を朗読、高橋教育部長が提案理由及び詳細説明

【提案理由】

- ・令和7年第2回奥州市議会定例会において、市議会の議決を経るべき事件の議案を作成することについて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、市長から当委員会の意見を求められたが、教育委員会を招集するまではなかったことから、「奥州市教育長に対する事務委任等に関する規則」の規定に基づき臨時代理処理を行い、市長に対し意見の回答を行った。この処理に対し、同規則の規定により当委員会の承認を求めるため、本案を提出するもの。

【詳細説明】

- ・令和7年第2回奥州市議会定例会に市長が追加提案した議案のうち、教育委員会に関するものは、「議案第18号 財産の取得に關し議決を求めるについて」の1件である。
- ・本件は、江刺地域の中学校で使用するスクールバスを更新し、安全で安定したバス運行を確保するため、新たに中型バス1台を購入するもの。契約の相手方については、奥州市 物品購入等 指名競争入札 参加資格者名簿の登録業者を指名し、去る6月12日に入札を執行したところ、岩手日野自動車株式会社 水沢営業所が落札したため、契約金額1千787万円で物品売買契約を締結し、財産を取得しようとするもの。

【質疑等】

なし

【討論】

なし

採決の結果、原案どおり決することに全員異議なし

原案可決

第4 議案第2号 市議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に係る臨時代理処理に関する承認を求めることについて

○松戸教育総務課長が議案を朗読、高橋教育部長が提案理由及び詳細説明

【提案理由】

- 令和7年第3回奥州市議会臨時会において、市議会の議決を経るべき事件の議案を作成することについて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、市長から当委員会の意見を求められたが、教育委員会を招集するまではなかったことから、「奥州市教育長に対する事務委任等に関する規則」の規定に基づき臨時代理処理を行い、市長に対し意見の回答を行った。この処理に対し、同規則の規定により当委員会の承認を求めるため、本案を提出するもの。

【詳細説明】

- 令和7年第3回奥州市議会臨時会に市長が提案する議案のうち、教育委員会に関するものは、「報告第1号 自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について」の1件である。
- 令和7年5月27日 午後4時10分頃、奥州市立学校敷地内において、自動車損傷事故が発生。この事故は、クラブ活動に参加していた生徒が、換気のために同体育館の鉄扉を固定しない状態で開放していたところ、自然に動いた鉄扉が付近に駐車していた相手方車両の左後方部分に接触し、傷や塗装剥離の損傷を与えたもの。相手方との協議の結果、市と相手方の過失割合を100対0とし、市は、相手方に対し、車両損害額5万336円を支払うことで示談が整い、専決処分をしたもの。

【質疑等】

松本委員

鉄扉は風で動いたのか。

千田学校教育課長

確定はできない状況。通常であれば、観音開きの扉をすっかり開いて固定しているが、この時は車が停まっていて開ききることができず、車にぶつからないところまで開いておいたところ、何らかの原因で扉が動き、ぶつかってしまったとのこと。

松本委員

時期的にも換気は必須であるため、そこに車を停めないようにする対策がこれからは必要ではないか。

千田学校教育課長

当該職員（賠償の相手方）は普段はそこに車を停めないが、今回は急いでいて、そこしか空いていなかったため停めた。学校側としては、そこに停めるとどういうことが起きるかという周知が必要だったとのこと。その後、ここまでという輪止めも設置し、対策を講じている。まずは周知徹底に努めたい。

【討論】

なし

採決の結果、原案どおり決することに全員異議なし

原案可決

第5 議案第3号 奥州市社会教育委員の委嘱に係る臨時代理処理に関し承認を求めるについて

○松戸教育総務課長が議案を朗読、高橋教育部長が提案理由の説明、菊池生涯学習スポーツ課長が詳細説明

【提案理由】

- 令和8年5月11日までの任期で委嘱している奥州市社会教育委員18名のうち1名について、委員を委嘱しようとするものであるが、教育委員会を招集するいとまがなかったことから、「教育長に対する事務委任等に関する規則」の規定に基づき臨時代理処理を行った。この処理に対し、同規則の規定により当委員会の承認を求めるため、本案を提出するもの。

【詳細説明】

- 異動のあった委員については、選任区分「学校教育関係者」の1名。令和7年6月30日付で奥州市校長会より後任の委員にかかる推薦報告があつたが、7月15日に社会教育委員会議の開催を予定しており、教育委員会を招集するいとまがなかったことから、臨時代理処理を行ったもの。任期は、奥州市社会教育委員に関する条例第4条に基づき、前任者の残任期間である令和8年5月11日までとする。

【質疑等】

なし

【討論】

なし

採決の結果、原案どおり決することに全員異議なし

原案可決

閉会